

大津市立藤尾小学校ネットワークの利用に関する校内規定（ガイドライン）

大津市立藤尾小学校

1 校内規定の目的

このガイドラインは、藤尾小学校情報通信ネットワーク及びインターネット（以下「ネットワーク」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ネットワーク利用の基本的考え方

学校教育におけるネットワークの利用に当たっては、次の各項にあげる内容をもって学校教育の充実発展に資するとともに、児童及び関係者の個人情報の保護を図らなければならない。

3 ネットワークへの接続端末

ネットワークへの接続可能な端末は、大津市教育委員会が児童生徒の教育用に配備した機器及び学校長管理下の機器とする。

3 管理責任者

ネットワークの利用及び双方向通信機器等の管理責任者を学校長とし、本要項に掲げるすべての責任を負うものとする。

4 学校内管理運営組織

学校長管理のもとにネットワーク利用委員会を設置し、ネットワークの教育利用に関する研究推進と運営を行うものとする。

（１）保守、管理については、使用者が責任を持って行う。

（２）ネットワークの教育利用に関する許諾の責任者は、学校長とする。

（３）運営上問題が起こった場合は、直ちに使用を停止し、ネットワーク利用委員会及び学校長に報告し、教育研究所に連絡する。

5 インターネットの主な利用形態

ネットワークの利用形態は、次の各号に定めるものとする。

(1) 情報検索及び収集学習に関する利用

(2) 電子メール、ホームページ等を使った情報発信及び受信

(3) 教材作成

(4) テレビ会議システムを使った学校間交流

6 電子メール利用についての遵守事項

電子メールを使っての情報交流については、次の各項内容を遵守しなければならない。

（１）承認なく、与えられたメールアドレスを複数で使用したり、他人のメールアドレスを使用してはいけない。

（２）メールアドレスのIDナンバーやパスワードの管理を確実にしなければならない。

（３）メールを利用するために求められるマナーを守るとともに、人権、プライバシーの尊重をしなければならない。

- (4) 個人情報が流出しないように、十分留意しなければならない。
- (5) 不審なメールが届いた場合は、むやみに開けず、ウィルススキャンをこまめに行い、ウィルス感染の防止につとめる。

7 学校ホームページの開設

ホームページへの情報掲載については、次の各項にあげる内容に配慮しなければならない。

(1) 著作権の保護

- (ア) 学校ホームページに掲載する情報は、その著作権に十分配慮しなければならない。ゆえに、学校ホームページへの情報掲載にあたっては、その情報の著作権を有する作成者、関係する第三者の同意を得るとともに、掲載方法等についての指示に従わねばならない。
- (イ) 他で公表されている著作物を、著作権フリーのもの以外無断で引用してはならない。

(2) 個人情報の保護

ネットワークを利用して児童の作品等を発信する場合には、本人と保護者の承諾を得たうえで、学校長の許可を得て発信するものとする。教職員、学校関係者、第三者の個人情報についても、本人の同意に基づき学校長の許可を得て発信するものとする。
教育の内容に関係のない、個人的な趣味の情報を載せてはならない。

(3) 児童及び教職員の写真及び氏名

児童の写真については教育活動の様子を伝える内容のものとし、氏名との同時掲載はしない。氏名の範囲には、学年・組を含むものとする。

- ・ 文芸、音楽、美術、工芸、書道等の教育活動において作成された作品及びその説明並びに作者の氏名。
- ・ 課題研究レポート又は論文等の学習成果物及びその説明並びに作者の氏名。
- ・ クラブ活動、スポーツ競技、各種コンクール等の参加記録及び氏名。

(4) 掲載内容の検討及び決裁

掲載内容の検討は、担当教諭を中心にネットワーク利用委員会で行い、最終決裁は、学校長が行うものとする。問題のある情報の取り扱いには、十分留意すること。

(5) 情報発信のあり方

学校等のホームページを公開するにあたっては、著作権や個人情報の保護及び教育上適切な内容・表現に留意するとともに、「10 利用者の禁止行為」に掲げることをしてはならない。

(6) リンクの制限

学校ホームページから他のページへリンクする場合、原則として学校又は公的機関とし、その他のページへのリンクは教育的効果を十分配慮しなければならない。また相手方にリンクすることの了解を得なければならない。

8 児童の利用に関する配慮事項

児童生徒がネットワークを利用する場合には、次の各項にある内容について配慮しなければならない。

- (1) 児童生徒に情報モラルの育成を図るとともに、人権、著作権及び知的所有権についての指導を行い、ネットワークを利用するものとする。
- (2) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報へのアクセスを制限するとともに情報の取り扱い等の指導を徹底するものとする。
- (3) 児童生徒が外部に情報を発信するデータは、教職員の指導のもとに作成するものとする。

9 データ及び情報の保護

ネットワークを利用するに当たっては、次の各項に従い、個人情報及びデータ等の保護に努めなければならない。

- (1) ネットワークに接続するコンピュータでは、個人情報を含むデータはフロッピーディスク等の着脱可能な記録媒体で管理することとし、内蔵ハードディスク等の外部からの違法な侵入の恐れのある記憶装置には蓄えてはいけない。
- (2) コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム（コンピュータウイルス等）による被害の予防に努める。もし、ウイルスに感染した場合は、サーバーを停止し大津市教育研究所に連絡する。「ネットワークに関する報告」の様式に従って、大津市教育研究所所長に報告する。
- (3) 各種データは、施錠できる場所に保管し、学校外へ持ち出すことを禁止する。
- (4) 個人情報を含むデータを扱う場合は、インターネットに接続しないこと。

10 ソフトウェアのインストールについて

ネットワークの接続する端末機器等にソフトウェアのインストールを行う場合には、次の各号に掲げる内容について配慮しなければならない。

- (1) ソフトウェアのインストールや設定変更は、学校長の許可を得て行うこと。
- (2) ソフトウェアのインストールは、著作権の侵害に当たらない範囲で行うこと。
- (3) 個人情報の漏洩やセキュリティ障害が生じるおそれのあるソフトウェア（ファイル交換ソフト等）は、インストールしないこと。

11 利用者の禁止行為

ネットワークの利用に際して、次の各項に掲げることをしてはならない。

- (1) 法令等及び公序良俗に反すること。
- (2) 著作権その他の権利を侵害すること
- (3) 他人の財産、プライバシーを侵害すること。
- (4) 通信受信者及び第三者を誹謗又は中傷すること。
- (5) 教育活動や公務に関わりのない私的な通信等に利用すること。
- (6) 事実に反する情報を提示したり、営利を目的とする行為
- (7) 政治活動、宗教活動を行うこと目的とした行為
- (8) 私的に設置したコンピュータをもってネットワーク利用すること。
- (9) 接続承認コンピュータに設定された固有の番号や名称を変更すること。
- (10) 接続のためのID及びパスワードを盗用又は借用すること。
- (11) ネットワークの運営に支障を来し又は来すおそれのある行為。

12 学校ガイドラインの見直し

学校教育におけるインターネット及びネットワーク利用の進展に伴い、このガイドラインに規定した事項の見直しが生じたときは、基準の見直しを行うものとする。

[附則]

このガイドラインは平成14年1月7日から施行する。

このガイドラインの改正は平成18年5月1日から施行する。

